

3歳児進級時 再申込みが必要な保護者の方へ

子育て健康部保育課

再調整の対象となる方

- ①平成31年1月以降に入園または転園した現在2歳児（H30.4.2～H31.4.1生まれ）の方で令和4年4月以降も引き続き保育を必要とする方。
- ②令和3年度に在籍園の受入年齢の上限に達する方（年齢に上限のある園の卒園児）

必要書類

新規入園申込者及び転園希望者とともに利用調整を行うため、新入園と同様の書類を一式ご提出いただく必要があります。一部省略できるものもありますが、詳しくはパンフレットの p.5 をご確認ください。

受付期間・場所

どちらかの方法でお申込みください。

- ①オンライン申込み 令和3年9月1日（水）～ 9月10日（金）
- ②書面による申込み 受取日 ～ 令和3年9月10日（金）

※ 「②書面による申込み」の場合は、上記期間中に配布時の茶封筒に入れて在籍園へご提出ください。

※ なるべく「①オンライン申込み」をご利用ください。ご協力お願いします。



園の決定方法

利用調整指数表（パンフレット p.15～16参照）に基づき、新規申込者及び転園希望者と一括で利用調整を行い、（再）入園先を決定します。

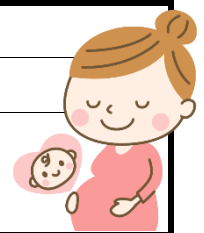
注意事項

- ・ 申込状況によっては、2歳児まで通っていた園と3歳児から通える園が異なる場合があります。
- ・ 利用園の再調整は3歳児進級時のみです。その他の年齢での再調整は行いません。
- ・ 上記期間中に提出ができなかった場合は、10月25日（月）までに在籍園または保育課へご提出ください。最終締め切り（令和4年2月1日（火））までに申し込みがない場合は、令和4年3月末日で退園となります。
- ・ 保育を必要とする証明書は、令和4年4月の初日の状態でご記載ください。
- ・ 申込み後に保育を必要とする事由が変わる場合は、速やかに保育課までご連絡ください。
（例）令和4年4月の初日の状態が、就労から出産にかわる場合、就労先が変わる場合、就労時間が変わる場合、就労から求職活動に変わる場合等、その他事由に変更が生じた場合。
- ・ 申込み時と保育を必要とする事由が変わったり、家庭状況の変更、入園基準に満たないことが分かった場合、利用園決定後であっても原則入園取消をします。

よくある質問

Q 就労理由で申込み後、妊娠がわかりました。どうしたらいいですか。

A 10月25日（月）までに、速やかに保育課までご連絡ください。
連絡がない場合は、利用園決定後であっても入園取り消しとなります。



- ・ 4月から育児休業を取得される場合は、保育園の申込みはできません。幼稚園または認定こども園（幼稚園コース）にお申し込みください。

（ 問い合わせ先 安城市役所保育課入園係 0566-71-2228 ）